

犯罪による被害を受けた方へ

ひとりで悩まないで…

こんなときには
お電話を

犯罪の被害を
受けたときに

- これからの捜査や裁判はどうなるのか
- マスコミの取材、報道に困っている
- 裁判の傍聴に付き添ってもらいたい
- 裁判の証拠書類を取り寄せられないか
- 法廷で被告人に質問したり、意見を述べたい
- 損害賠償の請求は、どうすればよいか
- 少年審判を傍聴することはできないのか
- 加害者が出所した後の再被害が心配だ
- 精神的なケアをしてもらえるところはないか

電話による
無料
法律相談です

被害にあつた人や
その家族の
方々のための



弁護士には守秘義務が
ありますので安心して
お電話ください

初回のみ無料

必要に応じて、面談による法律相談をお受けします

TEL045 (211) 7724

毎週火曜日・金曜日 13時～16時まで 祝日、年末、年始はお休み

神奈川県弁護士会犯罪被害者支援センター

弁護士への**相談**を考えている被害者の方へ

1 表面の神奈川県弁護士会犯罪被害者支援センター「犯罪被害者電話相談」のほかにも、次の窓口・制度を利用して弁護士に相談することができます。

▶ かながわ犯罪被害者サポートステーション

犯罪の被害に関する様々な相談に対応するとともに、弁護士による法律相談などの支援を実施しています。法律相談を受けるためには、条件がありますので、まず、お電話でご相談ください。

TEL 045-311-4727 月～土 9時から17時まで

▶ 法テラス神奈川

犯罪被害者等の支援に経験や理解のある弁護士を紹介します。紹介料は無料ですが、相談料は原則有料となります（資産額など一定の要件のもと、各種援助制度をご利用いただける場合があります）。

TEL 050-3383-5360 月～金 9時から17時まで



2 弁護士費用の援助制度には、例えば次のものがあります。申込み方法等については、弁護士との相談の際、お問い合わせください。

▶ 国選被害者参加弁護士制度

被害者参加人のための弁護士費用を国が負担します。

▶ 犯罪被害者法律援助制度

被害者参加以外の刑事手続き等に関する支援活動について、弁護士費用の援助が受けられます。

* どちらの制度も一定の資力基準(手持ちの流動資産200万円未満)があります。

3 刑事裁判手続きへの「被害者参加」によって次のことができます。

あなたが加害者の刑事裁判手続への参加を希望され、担当検察官を通して被害者参加申立を行い、裁判所において参加許可がなされた場合、



- ①原則、被害者参加人として、公判期日への出席ができます。
- ②裁判所の許可を受けて、情状証人への尋問（犯罪事実に関するものを除く）ができます。
- ③裁判所の許可を受けて、被告人への質問を行うことができます。
- ④裁判所の許可を受けて、事実又は法律の適用についての意見陳述を行うことができます。
- ⑤検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けることができます。

上記①～⑤の行為は、ご自分で行うこともできますし、弁護士に委託して行うこともできます。